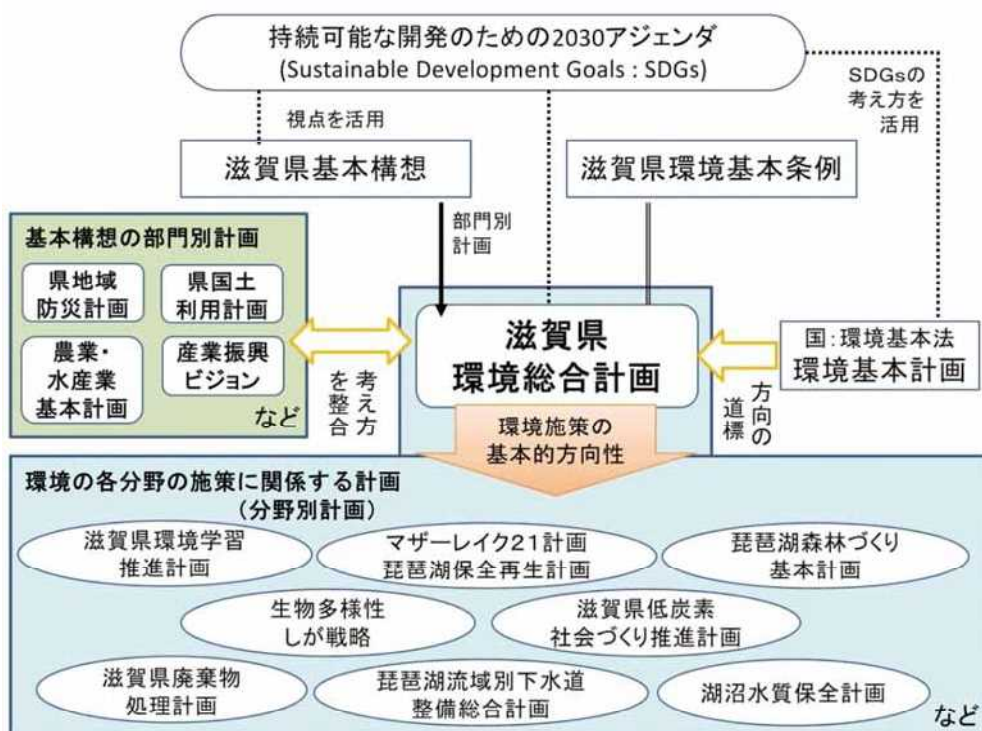




> 滋賀県環境総合計画について

- 滋賀県環境基本条例第12条に基づく、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定める**環境行政の基本計画**です。
- 環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境配慮のための指針など、あらゆる主体が環境保全行動を起こす際の基本的方向性を示すものです。
- 滋賀県基本構想の部門別計画として、他の部門別計画との間で、相互に考え方を整合させるとともに、環境の分野別計画に施策の方向性を示します。
- 本格的な人口減少と高齢化の時代を迎え、長期的な視点から目標と施策の方向性を示すため、**計画期間を平成31年度(2019年度)～令和12年度(2030年度)の12年間**としており、必要に応じて見直しを行います。



このたび、環境に関する取組全般の基本的な方向性を示した「第五次滋賀県環境総合計画」を策定しました。

この計画は、経済・社会活動が環境の上に成り立つというSDGsの考え方をもとに、「いかに環境負荷を抑制するか」という視点だけでなく、「いかに適切に環境に関わるか」という広い視点を取り入れ、経済・社会と環境の健全な循環を目指すものです。

環境に関する様々な事業に取り組み、活力あふれる循環共生型社会の実現に向けて、一緒に頑張りましょう。

平成31年3月



外来水生生物オオバナミズキンバイの除去作業

滋賀県知事

三浦 大造



> 目指す将来の姿

琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む 持続可能で活力あふれる循環共生型社会

環境に影響を与える要因は、複雑化・多様化してきており、その一因として、経済・社会の中で自然の恵みが十分に活用されなくなってきたことにより、あらゆる物質の健全な循環が滞ってきていることが考えられます。

このため、目標年次の「2030年の環境の見通し」を示した上で、

**「いかに環境負荷を抑制するか」という視点だけでなく、
人間が「いかに適切に環境に関わるか」**

という、より広い視点を取り入れています。



【計画の目標】

> 環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築

持続可能な社会を実現するためには、環境・経済・社会を統合的に捉える「持続可能な開発目標 (SDGs)」の考え方を踏まえ、「生態系・自然界における循環」のもとで生み出される自然の恵みを「経済・社会活動」において適切に活用する必要があります。

こうしたことを踏まえ、計画の目標を「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」とし、①共生、②「守る」「活かす」「支える」、③協働の三つの視点での施策を進めます。

